

下関暮らしサポート補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下関市における若者・子育て世帯の移住・定住促進を図ることを目的として、若者・子育て世帯に対し民間賃貸住宅の家賃の一部を補助する下関暮らしサポート補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) U J I ターン世帯 1年以上継続して市外に居住していた世帯の世帯員全員が、定住する意思を持って市内に転入した世帯をいう。
- (2) 移住 1年以上継続して市外に居住している者が市外から市内に転入し、下関市の住民基本台帳に登録されることをいう。
- (3) 民間賃貸住宅 居住する住宅の所有者との間で居住者が賃貸借契約を締結して自己の居住の用に供する住宅で、次のアからオまでに掲げる住宅のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 公営住宅法に基づく住宅
 - イ 社宅、官舎、寮等の事業者がその従業員、雇用している者等に貸与する住宅
 - ウ 申請者の3親等以内の親族が所有する住宅
 - エ その他市長がこの要綱の趣旨に合わないとする住宅
- (4) 家賃 住宅に係る賃貸借契約に規定されている月額賃料で、管理費、駐車場費等を除いたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住定住トータルサポートセンター等を通じて、令和6年4月1日以降に移住した者
- (2) 民間賃貸住宅に入居したU J I ターン世帯であって、世帯主の年齢が39歳以下の世帯又は中学生以下の子どもがいる世帯の世帯主
- (3) 国、県又は市によるこの要綱に類似する制度に基づく他の補助、助成金等を受けておらず、かつ、受けようともしていない者

- (4) 補助金の交付を初めて申請した日から5年以上市内に定住する意思のある者
- (5) 市税等の滞納がない者
- (6) 生活保護による住宅扶助を受けていない者
- (7) 本人又は本人と同居している、若しくは同居しようとする者が、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である暴力団等反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋等）に属さない者（補助対象経費等及び補助金額）

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とする。ただし、算出した金額に千円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額とし、算出した金額が補助限度額を超えるときは補助限度額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各年度において、9月末（当該年度において10月から翌年3月までの間における補助金のみの交付を受けようとする者にあつては、翌年3月末）までに、下関暮らしサポート補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 移住後の住民票の写し
- (3) 市税の滞納がないことが分かる書類

- 3 申請者は、第1項の規定による申請を初めて行おうとするときは、移住した日から6月以内に行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合においては、その内容を審査し、適当であると認めるときは予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとし、適当でないと認めるときは補助金の不交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による決定の内容を、下関暮らしサポート補助金交付決定（不交付決定）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条第3項の規定により補助金の交付を決定した旨の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請した内容を変更しようとするときは、下関暮らしサポート補助金変更承認申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、当該内容の承認又は不承認を決定し、下関暮らしサポート補助金変更承認(不承認)通知書(第4号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助期間)

第8条 補助金の補助期間(補助金の交付を受けることができる補助対象経費の支払月が属する期間をいう。以下同じ。)は、最初の交付決定日(第5条第3項に規定する申請に対する交付決定の日)の属する月から起算して2年経過する月までとする。ただし、その間に、第3条に規定する補助対象者の資格要件を欠いた場合は、当該要件を欠くに至った日の属する月までとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める日までに、下関暮らしサポート補助金請求書(第5号様式)に当該補助対象経費の支払いを証する書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 4月から9月までに支払った補助対象経費 9月末日

(2) 10月から翌年3月までに支払った補助対象経費 同年3月末日

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、原則として前条第1号の補助対象経費に係る請求にあつては10月に、同条第2号の補助対象経費に係る請求にあつては4月に交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定者に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請をしたとき。

(4) 正当な理由なく次条に規定する市長の質問に答えず、報告の求めに応じ

ず、又は指示に従わないとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命じるものとする。

(質問等)

- 第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し質問し、報告を求め、又はこの要綱に定める手続の実施上必要な指示をすることができる。

(その他)

- 第13条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額（1月当たり）
下関市内の民間賃貸住宅に係る家賃	1/2	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 世帯主の年齢が39歳以下の世帯（次号に該当する世帯を除く。） 1万円 (2) 中学生以下の子どもがいる世帯 2万円